

地区計画区域内における手続き

地区整備計画区域内において、建築物の建築や区画形質の変更(造成工事)を行う場合、その工事着手30日前までに市長に届出をすることが必要です。(都市計画法第58条の2)

1. 届出の対象

次の行為を行う場合には、届出が必要です。

① 土地の区画形質の変更について

Q 土地の区画の変更とは？

A 道路・水路等の新設、変更又は廃止により建築敷地を新設または変更することです。

Q 土地の形質の変更とは？

A 盛土、切土など土地の造成を行うことです。

② 建築物の建築(新築、増築、改築及び移転)

③ 工作物の建設

- ・ 車庫、物置の建設・設置
- ・ 外構工事
- ・ 擁壁、ごみ集積場の設置

※ 土留工であったものが造成により擁壁となる場合は、高さ及び壁面位置の制限を受けます。

- ・ 屋外広告物で表示面積が1㎡を超え、かつ高さが3mを超えるものの表示又は表示のために必要な工作物の設置

④ 建築物の用途の変更

⑤ 建築物等の形態又は意匠の変更

⑥ 木竹の伐採

2. 届出の時期、届出先

① 建築主事の確認を必要とするもの

確認申請書提出前かつ工事着手の30日前までに提出してください。

② 建築主事の確認を必要としないもの

工事着手の30日前までに提出してください。

③ 届出先

〒505-0041

住 所 美濃加茂市太田町1900

美濃加茂市役所 都市計画課 (分庁舎 3階)

電 話 0574-25-2111 内線259

FAX 0574-66-1098

3. 届出の様式

届出は、下記の書類により提出してください。

- ① (正) 地区計画の区域内における行為の届出書(第1号様式)
- ② (副) 地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書(第3号様式)
- ③ 同意書(第4号様式) 2部 ((正)・(副)にそれぞれ添付)
- ④ 次の表により必要な図面 2部 ((正)・(副)にそれぞれ添付)

行為の種別	図 面
土地の区画形質の変更	位置図
	区域図(周辺の公共施設を表示する図面)
	設計図
建築物の建築、工作物の建設 又は建築物若しくは工作物の用途変更	位置図
	配置図
	立面図(2面以上)
	各階平面図(建築物である場合)
	外構図
建築物又は工作物の形態又は 意匠の変更	位置図
	配置図
	立面図(2面以上)
	外構図
木竹の伐採	位置図
	区域図(周辺の公共施設を表示する図面)
	施工方法を明らかにする図面

- (注) 1. 外構図として、かき・さくの構造等を表示する図面を添付してください。
2. 図面は、A4判に折りたたみ添付してください。
3. 図面には、地区計画の制限内容に沿った計画であることが分かるように、数値を記入してください。
- ・ 道路及び隣地境界から、建物の壁面(外壁又はこれに代わる柱の面)までの距離
 - ・ 擁壁やかき・さくの高さ及び道路境界からの距離
 - ・ 車庫・物置が壁面後退の緩和を受ける場合(壁面が道路及び隣地境界から1m未満の場合)は、軒高及び1m未満の部分の面積

4. 適合の通知

届出が提出されましたら、都市計画課で内容を検討し、地区計画に適合するものは、第3号様式により、建築主または設計者に通知します。適合しないものについては、指導・勧告を行い、計画の趣旨に添うよう誘導します。

5. 着手届

適合の通知後(確認申請が必要な場合は、確認済証の交付後)、地区計画区域内における行為の着手届を提出してください。

5. 地区計画の届出フロー

